

15. 不拡散体制

主要国の軍縮・不拡散体制

平成19年12月

	核兵器				生物・化学兵器		通常兵器		弾道ミサイル		不拡散レジーム				拡散に対する安全監視措置		WMD等に関する輸送		参考		
	NPT	保障措置協定	IAEA	IAEA追加議定書	CTBT	核軍縮決議06年07年	BWC	CWC	オタワ条約	CCW	HCOC	WA	MTCR	AG	NSG	ザンガー	PSI	SUA条約2005年議定書	ASEAN	SEM	ARF
インド	×	#	○	×	×	×	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○
インドネシア	○	○	○	○	△	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○
韓国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
オーストラリア	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	×	○
カンボジア	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○
北朝鮮	○(注)	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○
シンガポール	○	○	○	△	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○
スリランカ	○	○	○	×	△	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	○
タイ	○	○	○	△	△	◎	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○
中国	○	+	○	○	△	△	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○
ナウル	○	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○
日本	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○
ニュージージーランド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	×	○
パキスタン	×	#	○	×	×	△	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
PNG	○	○	×	×	△	◎	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
バングラデシュ	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
フィジー	○	○	×	×	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○
フィリピン	○	○	○	△	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○
ブルネイ	○	○	×	×	△	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○
ベトナム	○	○	○	△	○	○	○	○	○	△	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○
マレーシア	○	○	○	△	△	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○
ミャンマー	○	○	○	×	△	△	△	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○
モンゴル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	×	×	○	○
ラオス	○	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○

アジア・大洋州

【凡例】 ◎:共同提案 ○:批准、賛成、参加等 △:署名済、未批准、棄権 ×:未署名、反対、未参加等 +:自発的保障措置協定 #:その他の保障措置協定 網掛け:CTBT発効要件国
 (注)北朝鮮は2003年1月10日、NPTからの脱退発効の中断を撤回し、よって北朝鮮のNPT脱退が即時発効する旨宣言したが、我が国としては、北朝鮮の脱退通告がNPTの規定に則って適正に行われたか否かについては、疑義があると考えている。
 PSIについて、○はオーストラリア、△はPSIに対する支持を公式に表明していることを表す。

	核兵器						生物・化学兵器		通常兵器		弾道ミサイル	不拡散レジーム				WMD等 に関する輸送	参考				
	NPT	保障措置協定	IAEA 追加 議定書	CTBT	核軍縮決議		BWC	CWC	オタワ 条約	CCW		HCOC	WA	MTCR	AG		NSG	ザンガー	PSI	SUA条約 2005年議定書	NATO
					06年	07年															
トルクメニスタン	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ノルウェー	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ハンガリー	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
フィンランド	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
フランス	○	+	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ブルガリア	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ベラルーシ	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ベルギー	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
オーストリア	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ポーランド	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ポルトガル	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
マケドニア	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
マルタ	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ラトビア	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
リトアニア	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
リトアニア	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ルーマニア	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ルクセンブルグ	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
ロシア	○	+	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
アフガニスタン	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
アラブ首長国連邦	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
イエメン	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
イスラエル	×	#	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
イラク	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
イラン	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
オマーン	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
カタール	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
クウェート	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

欧州・中央アジア

中東

【凡例】◎:共同提案 ○:批准、賛成、参加等 △:署名済・未批准、棄権 ×:未署名、反対、未参加等 +:自発的保障措置協定 #:その他の保障措置協定 *:ニューラトム加盟国 網掛け:CTBT発効要件国 (注)PSIについて、○はオハレージョン専門家会合参加国、△はPSIに対する支持を公式に表明していることを表す。

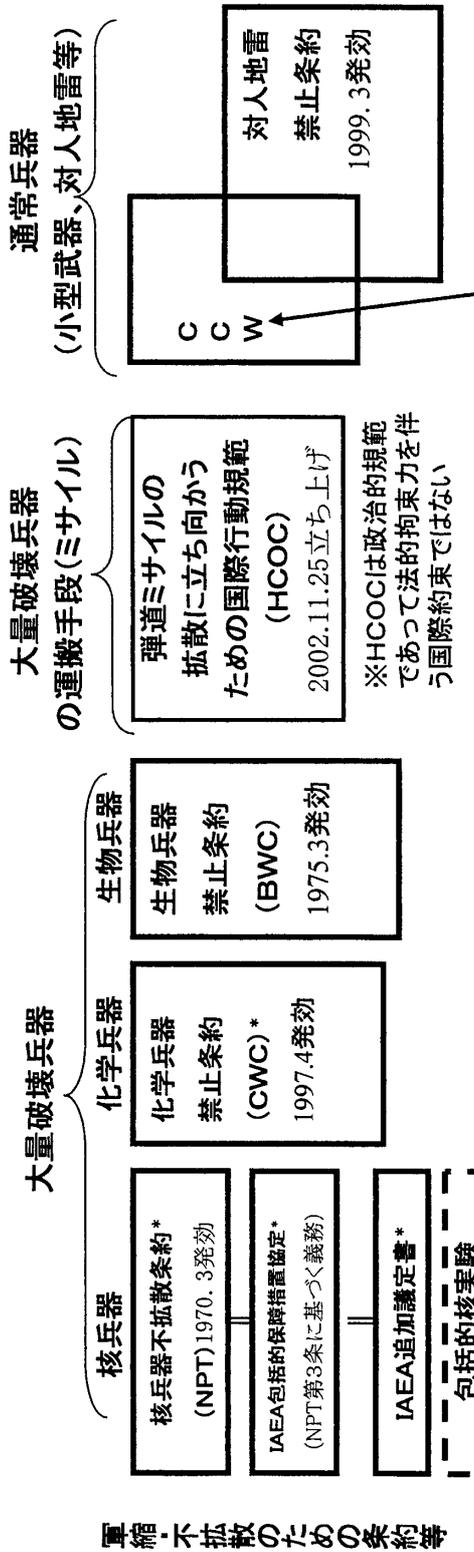
	核兵器						生物・化学兵器		通常兵器		弾道ミサイル	不拡散レジーム				拡散に對する安全監視形態	WMD等に関する輸送	
	NPT	保障措置協定	IAEA	IAEA追加議定書	CTBT	核軍縮決議 06年 07年	BWC	CWC	オタワ 条約	CCW	HCOC	WA	MTCR	AG	NSG	ザンガン	PSI	SUA条約 2005年議定書
アルゼンチン	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
ウルグアイ	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
エクアドル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
エルサルバドル	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
キューバ	○	○	○	○	×	△	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×
グアテマラ	○	○	○	△	△	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
コスタリカ	○	○	○	△	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
コロンビア	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
チリ	○	○	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
ニカラグア	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
ハイチ	○	△	○	○	△	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
パナマ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
パラグアイ	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
ブラジル	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
ベネズエラ	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
ペルー	○	○	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	×
ボリビア	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
ホンジュラス	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
メキシコ	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×

中南米

【凡例】 ◎:共同提案 ○:批准、賛成、参加等 △:署名済・未批准、棄権 ×:未署名、反対、未参加等 +:自発的保障措置協定 #:その他の保障措置協定 網掛け:CTBT発効要件国

(注)PSIについて、○はオハレション専門家会合参加国、△はPSIに對する支持を公式に表明していることを表す。

大量破壊兵器及びその運搬手段等の軍縮・不拡散関連レジーム表



特定通常兵器使用
禁止・制限条約
1983. 12発効

凡例：*は検証メカニズムを伴うもの

原子力供給国グループ(NSG) 原子力専用品・技術及び汎用品・技術(パート1)1978.1.11設立 (パート2)1992.6.1設立	オーストラリア・グループ(AG) 生物・化学兵器関連汎用品・技術 1985. 6設立	ミサイル技術管理レジーム(MTCR) ミサイル本体及び関連汎用品・技術 1987. 4. 16設立	ワッセナーアレンジメント(WA) 通常兵器及び関連汎用品・技術 1996. 7. 12設立
---	--	---	---

不拡散のための
輸出管理レジーム

新しい不拡散
レジーム

拡散に対する安全保障構想(PSI) (2003. 5. 31 立ち上げ)

(注)通常兵器に関しては、移転の透明性向上を目的とする国連軍備登録制度が92年に発足したほか、2001年7月の国連小型武器会議で、小型武器の非合法取引に関する「行動計画」を含めた政治的文書を採択。

ミサイル発射実験に対する我が国の対応について

平成19年12月現在

1. 我が国としては、大量破壊兵器及びその運搬手段となりうる弾道ミサイル等の拡散傾向が一層強まっている現在の国際情勢の下、弾道ミサイル等の発射実験は、軍縮・不拡散の観点から重大な問題であると認識している。
2. さらに、2002年に採択された「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範」(HCOC)は、弾道ミサイルの拡散防止、弾道ミサイルの実験・開発・配備の自制等を内容としており、これに賛同する国は、政治的意思表明としてHCOCに参加してきている。HCOCは、現在では参加国が127か国に拡大する等普遍化が進んでおり、弾道ミサイルの脅威を減ずるべきとの国際的認識は強化されてきていると評価できる。
3. このような考え方に基づいて、2007年に我が国より遺憾表明を行ったミサイルの発射実験は、以下の表のとおり。

発射日時	発射国	ミサイル
2007年4月12日	インド	アグニ3
2007年7月26日	パキスタン	ハトフ7(バーバル)
2007年8月25日	パキスタン	ハトフ8
2007年10月5日	インド	アグニ1
2007年12月11日	パキスタン	ハトフ7(バーバル)

(注) 我が国が遺憾表明を行った場合、以下のwebサイトにて随時公表している。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mtrc/taiou.html>

我が国主催 PSI 海上阻止訓練「Pacific Shield 07」

(概要と評価)

平成 19 年 10 月 18 日

外務省 不拡散・科学原子力課

1. 訓練全体の概要

(1) 訓練日程・場所

(イ) 日程：10 月 13 日（土）～15 日（月）（10 日、12 日にも関連行事を実施。）

(ロ) 場所：伊豆大島東方海域（13 日）、横須賀港（14 日）、横浜港（15 日）

(2) 訓練参加主体

(イ) 我が国：外務省、警察庁、財務省（税関）、海上保安庁、防衛省・自衛隊等

(ロ) 装備・人員派遣国：オーストラリア、フランス、ニュージーランド、
シンガポール、英国、米国

(3) オブザーバー参加国（上記装備・人員派遣国を除く。）

アジア大洋州：ブルネイ、インド、ラオス、マレーシア、マーシャル諸島、モンゴル、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン、ベトナム、北米：カナダ、中南米：ブラジル、チリ、エルサルバドル、パナマ、中東：バーレーン、イスラエル、ヨルダン、オマーン、カタール、トルコ、アラブ首長国連邦、欧州等：デンマーク、ドイツ、イタリア、カザフスタン、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ルーマニア、ロシア、スロベニア、スペイン、ウクライナ

参加国（装備・人員派遣国及びオブザーバー参加国）合計：40 力国

2. 木村外務副大臣主催歓迎レセプション（12 日）

(1) 出席者：訓練参加国関係者、国会議員、政府関係者、横須賀市・横浜市関係者、東京海洋大学（訓練用船舶を提供）関係者等約 200 名

(2) 木村副大臣挨拶：今回の訓練を通じ、国際社会が不拡散に取り組む強い意思と決意を示すことができるとともに、PSI の目的と活動に対する理解を深め、各国及び関係省庁間の協力を促進することができる旨表明。

3. 各日訓練の内容

(1) 第 1 日目（13 日）：洋上における捜索・発見・追尾／乗船

(イ) 場所：伊豆大島東方海域

(ロ) 参加主体

我が国：防衛省・自衛隊（艦艇、哨戒機、早期警戒機、乗船チーム）

その他の国：豪、仏、英、米（艦船・乗船チーム（英はヘリコプター含む）、シンガポール（乗船チーム）、ニュージーランド（哨戒機）

(ハ) 内容：洋上において、各国艦船がそれぞれ容疑船を捜索・発見・追尾。その後、乗船チームが容疑船に対し乗船を実施。

(2) 第2日目（14日）：乗船・立入検査訓練

(イ) 場所：横須賀新港岸壁

(ロ) 参加主体

我が国：防衛省・自衛隊（乗船チーム）

その他の国：豪、仏、シンガポール、英、米（乗船チーム）

(ハ) 内容：埠頭に係留中（洋上を想定。）の容疑船に対し、各国乗船チームが船内捜索・容疑物資の発見を実演。

(3) 第3日目（15日）：港における船内立入検査・貨物検査等

(イ) 場所：横浜港（大さん橋）

(ロ) 参加主体

我が国：警察庁（検査チーム、警備艇、NBCテロ捜査隊）、財務省・税関（検査チーム、X線検査車両）、海上保安庁（巡視艇、検査チーム）、防衛省・自衛隊（陸自化学防護部隊）

その他の国：豪（税関法執行チーム）、シンガポール（陸軍 CBRE 防護群）、米（国土安全保障省税関国境保護局）

(ハ) 内容：各国が港における拡散阻止活動（船内立入検査・貨物検査、除染等）の展示訓練を実施。

(ニ) 我が国（警察・税関・海保合同チーム）の訓練想定

我が国政府は、神経ガスの開発に使用可能な「シアン化ナトリウム」が横浜港にて拡散懸念国行船舶に積み替えられるとの情報を入手。関係機関が連携し、港にて容疑貨物への検査を実施し、物質を特定・押収。

4. 外国海軍艦艇オープンシップ（14日）

概要：PSI 訓練のため来日した豪（HMAS「パース」）、仏（FS「ヴァンデミエール」）、英（HMS「モンマス」）各国海軍及び海上自衛隊艦船（護衛艦「まきなみ」）の一般公開を実施し、約1,200名が来場。草の根レベルでの国際交流の促進とPSIの取組に対する一般の理解の向上に貢献した。

5. 評価

(1) 拡散阻止に向けた力強いメッセージの発出

我が国として2回目となるPSI訓練の主催^(注)を通じ、大量破壊兵器及びその関連物資の拡散阻止に向けた我が国及び国際社会の力強い意思を内外に表明することができた。また、すべての訓練プログラムをオブザーバーやメディアに公開し、PSIの目的や内容、その重要性等についての理解向上に努め、成果があった。

(注)平成16年10月、我が国として第1回目のPSI海上阻止訓練「チーム・サムライ04」を主催。

(2) 各国の多彩な訓練内容、関係機関相互の連携の強化

今回の訓練は、全体を通して各国が拡散阻止に係る技量を相互に展示する形で実施され、各国の関係機関間の相互理解と交流、関係強化を通じて、拡散阻止のための措置の実効性向上に貢献した。

前回訓練で実施した洋上での追尾・乗船、船内立入検査等に関する訓練のほか、港における船内立入検査・貨物検査に係る訓練を初めて実施。我が国については、法執行に携わる警察、財務省（税関）、海上保安庁相互の連携強化が、訓練を通じて達成された。また、陸上自衛隊化学防護部隊も除染に関する展示訓練を行った。

(3) 幅広い国々からの積極的な参加

我が国主催PSI訓練としては初めて、ニュージーランド、シンガポール及び英国から装備・人員が参加。また、アジア大洋州諸国、中東諸国、PSI未支持国を含む幅広い国々からオブザーバーが参加し、参加国数は「チーム・サムライ04」に比べ大幅に増加^(注)した。

各国からのオブザーバー参加者は、3日間の訓練及び関連行事の間、積極的に交流し、PSI及び不拡散一般に対する取組の重要性や各国の政策についての理解を深めた。

(注)「チーム・サムライ04」には、装備・人員を派遣した3カ国（豪、仏、米）を含め、21カ国が参加。

(了)

現在のPSIの参加国について（平成19年11月現在）

平成19年11月現在、PSI（Proliferation Security Initiative）に参加ないしPSIを支持していると見られる国は以下の86か国（出典：米務省国際安全保障・不拡散局HP、ただし、我が国として参加・支持に至る経緯を必ずしも正確に把握していない国も含まれている）。なお、PSIは「組織ではなく活動」であり、新規の参加や支持の表明について特段の手續を定めていないが、一般的には、PSIの活動の目的と原則を定めた政治的文書である「阻止原則宣言（Statement of Interdiction Principles）」に対する支持を公式に表明することが意思表示の手段とされている。

（**囲み**：オペレーション専門家会合（OEG）参加国（20）

（☆/★：旧「コア・グループ」国（15）（★：旧「コア・グループ」国のうち原参加国（11））

【欧州・中央アジア地域（50）】

アルバニア
アルメニア
オーストリア
アゼルバイジャン
ベラルーシ
ベルギー
ボスニア
ブルガリア
クロアチア
キプロス
チェコ
デンマーク
エストニア
フィンランド
★フランス
グルジア
★ドイツ
ギリシャ
バチカン
ハンガリー
アイスランド
アイルランド
★イタリア
カザフスタン
キルギス
ラトビア
リヒテンシュタイン
リトアニア
ルクセンブルク
マケドニア
マルタ
モルドバ
モンテネグロ

★オランダ
★ノルウェー
★ポーランド
★ポルトガル
ルーマニア
☆ロシア
セルビア
スロバキア
スロベニア
★スペイン
スウェーデン
スイス
タジキスタン
トルクメニスタン
ウクライナ
★英国
ウズベキスタン

【アジア大洋州地域（11）】

★豪州
ブルネイ
カンボジア
★日本
マーシャル
モンゴル
ニュージーランド
パプアニューギニア
フィリピン
☆シンガポール
スリランカ

【中東・アフリカ地域（16）】

アフガニスタン
アンゴラ
バーレーン

ジブチ
イラク
イスラエル
ヨルダン
クウェート
リベリア
リビア
オマーン
カタール
チュニジア
☆トルコ
アラブ首長国連邦
イエメン

【北米地域（2）】

☆カナダ
★米国

【中南米地域（7）】

アルゼンチン
ベリーズ
チリ
エルサルバドル
ホンジュラス
パナマ
パラグアイ

計86か国（了）